

「令和7年度徳島県教育委員会海外教育旅行推進事業委託業務」仕様書

1 業務名

令和7年度徳島県教育委員会海外教育旅行推進事業委託業務

2 目的

異文化体験を通して、豊かな語学力やコミュニケーション能力を身につけ、国際的に活躍できる人材を育成するため、高校生の海外教育旅行を通じた海外体験を推進する。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月6日（金）まで

4 委託上限額

7,500,000円（税込み）

5 業務概要

受託者は、本県の国際定期便を活用した韓国教育旅行モデルを2モデル作成し、徳島県教育委員会が選考した県立高校生及び教員等を対象に、韓国教育旅行を実施する。各モデルについては、「アカデミックな学びを重視した教育旅行モデル」、「体験型異文化理解を重視した教育旅行モデル」の2モデルとする。

なお、各モデルは、県立学校が実施する海外教育旅行モデルとして活用するため、安心・安全で教育効果の高いモデルを作成するとともに、参加者からの事前・事後アンケートの内容や、教育旅行検証結果を反映し、より信頼度の高いモデルを作成すること。

また、次の業務の円滑な運営実施に必要な準備及び人員の確保を行う。業務の企画、運営に当たっては、県と十分な協議を行うとともに、関係する他の事業者等と調整の上、業務を実施することとする。

（1）旅行期間

令和7年12月20日から令和8年1月6日までの連続する4日間（3泊4日を想定）とする。

なお、日程は、契約締結後、県と協議の上決定すること。

（2）参加者

各モデル、徳島県教育委員会が選考した県立高校生12名程度及び教員等4名程度を想定。

（3）費用負担

参加者のツアー中に係る経費は、本事業委託料に含まれるものとし、参加者は旅行の参加中、土産などの購入等参加者個人の支出によるものを除き、経費を負担しないものとする。ただし、参加者のパスポート取得に係る費用及び居住地から徳島阿波おどり空港までの移動に係る経費（往復）は、本業務委託料に含まれないものとする。

6 委託業務の内容

本委託業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 海外教育旅行の企画及び管理に関すること

- ・受託者は県と協議の上、安心・安全かつ確実に催行できるよう、行程責任者を配置し、十分な管理を行うこと。
- ・両モデルとも、海外教育旅行における教育的効果を高める内容とし、アカデミックな要素を取り入れたモデルである「アカデミックな学びを重視した教育旅行モデル」と体験的な要素を取り入れたモデルである「体験型異文化理解を重視した教育旅行モデル」をそれぞれ作成すること。

(2) 参加者の徳島から韓国までの往復交通手段の手配に関すること

- ・参加者の国際航空券の予約・手配を行うこと。燃油サーチャージ及び諸税に係る費用は本委託業務料に含まれるものとする。
- ・航空券は、原則、エコノミークラス、無料手荷物1個以上、座席指定可能なものとする。また、徳島阿波おどり空港・仁川国際空港間の直行便を原則とするが、運航状況、空席状況等に応じて、県と協議の上、手配すること。なお、徳島阿波おどり空港以外の空港を利用する場合、当該空港までの本県からの交通費は本委託業務料に含まれるものとする。

(3) 参加者の現地移動手段（借上車両）の手配に関すること

- ・各教育旅行行程中は、専用リムジンバス等1台による移動を基本とする。なお、借上車両の仕様は以下のとおり。
※年式が概ね10年以内であり、清潔なものを選定すること。また、座席数は、運転席・助手席を除き、20席程度確保できることが望ましい。車両下部等にスーツケース等の収納スペースがあること。乗車人数や経済性を考慮し、訪問先に応じて車両を変更することも可とする。
- ・行程上必要な有料道路代、駐車代及び回送費用等の諸経費は本委託業務料に含まれるものとする。

(4) 参加者の現地宿泊先の手配に関すること

- ・本委託業務の目的に鑑み、安心・安全かつ海外教育旅行の魅力を十分に体験できる宿泊施設を手配すること。
- ・教員等の参加者については、原則、1人1室利用とし、参加生徒も不自由・不便が起らないよう配慮した客室とすること。
- ・客室は無料Wi-Fi接続が可能であること。

(5) 教育旅行先における訪問先及び体験プログラムの手配に関すること

- ・受注者は、訪問先及び訪問先における体験プログラムを手配し、利用に係る入場料、拝観料、体験料、食事代等に係る支払を滞りなく行うこと。

(6) 教育旅行中の食事の手配に関すること

- ・朝食（宿泊施設による提供可）、昼食及び夕食（宿泊施設による提供可）について、県と調整の上、適切な食事場所を選定し手配することとし、予約及び精算を行うこと。
- ・参加者全員に対して、食物アレルギー有無等の調査を行い、参加者全員に個別に配慮した食事を手配すること。

(7) 添乗員の確保に関すること

- ・受託者は添乗員を各行程ともに最低1人手配すること。
- ・添乗員は、各行程とも全行程に同行し、参加者が安全かつ確実に全訪問先を回るができるよう配慮すること。
- ・添乗員の食事代、交通費、視察先入場料等の諸経費は、本委託業務料に含まれるものとする。

(8) 現地（ツアー）ガイドの確保に関すること

- ・受託者は現地（ツアー）ガイドを各行程ともに最低1人手配すること。
- ・当該現地（ツアー）ガイドは日本語での意思疎通がはかれる者とする。
- ・現地（ツアー）ガイドは、原則として、海外教育旅行等のツアーガイドの経験が豊富な者を選定すること。
- ・現地（ツアー）ガイドの謝金、食事代、交通費等の諸経費は、本委託業務料に含まれるものとする。

(9) 海外旅行傷害保険に関すること

- ・受託者は本委託業務に於いて、参加者全員（引率者を含む）に対して海外旅行傷害保険を適用すること。保険は出発から帰国までの全日程を対象とする。なお、海外教育旅行に適切な内容を提案し、委託者と協議を行い決定すること。

(10) 現地支店等

- ・現地支店、支社、現地法人等又は現地法人の支社、支店、拠点等と連携し、緊急時に必要なサポートが迅速に行える体制があること。現地支店又は現地提携会社のサポート体制について、企画提案時に整理して提出すること。

(11) 委託者（徳島県事業担当課）との連携

- ・委託者と、徳島県庁にて原則対面での打合せができる体制を整えること。打合せは、必要に応じて週1回以上（オンラインでも可）実施、渡航前1週間は2回以上対面での実施を想定すること。
- ・訪問国でのビザ、抗原検査、海外危険情報、欠航・遅延に関する事態等が生じた場合は速やかに情報提供を行うこと。
- ・渡航中、欠航や緊急的に行程を変更または帰国する事態が生じた場合は、現地と調整を行い委託者と十分な連絡体制を取ること。

(12) 事前学習コンテンツの作成

- ・受託者は、海外教育旅行における教育効果を高めるため、各モデルにおける事前学習コンテンツを県と協議の上作成し、参加者に提示すること。
- ・事前学習コンテンツは、原則パワーポイント形式を用いて図やイラストを交えて作成すること。なお、韓国の歴史、伝統文化、韓国語の基本的な挨拶やフレーズなど、当該韓国教育旅行の教育的意義を示唆する内容を盛り込み、A4判冊子形式で表紙、裏表紙、目次を除いて10頁以上となるように作成すること。
- ・受託者は、参加生徒が取り組んだ事前学習コンテンツに関するアンケートを実施し、その教育的効果を測定し、結果を委託者と共有すること。

(13) 海外（韓国）教育旅行実施マニュアルの作成

- ・受託者は、本県の県立学校における海外教育旅行推進につながるよう、海外（韓国）教育旅行実施マニュアルを作成し、委託者に共有すること。また、マニュアルでは少なくとも以下の項目に触れること。

(I) 国内とは異なる海外教育旅行の注意点

- ・ 安全対策や緊急連絡体制などの事前準備
- ・ 健康管理面での十分な配慮
- ・ パスポートやビザの取得、海外教育旅行保険の手続き、またその実施時期
- ・ 外国籍生徒への対応
- ・ 為替レートや燃油サーチャージなどの旅行代金の変動性
- ・ 学校間交流を検討する際の注意点

(II) 海外教育旅行に関わる十分な情報収集を行うこと

海外教育旅行実施の際に必要な諸機関への問い合わせや申請のための「関係先リスト」等

(14) 参加者に対する事前説明会等の開催

- ・ 受託者は、委託者と協議の上、参加者やその保護者に対する事前説明会を実施し、旅行の行程、内容及び準備物等の連絡を行うこと。また、この説明会には委託者も参加する場合があるため、日時等を相談し共有を行うこと。
- ・ 受託者は、参加者やその保護者からの問い合わせ等に対応すると共に、委託者ともその内容を共有すること。

(15) 事前・事後アンケートの実施

- ・ 受託者は、委託者と協議の上、参加者に対する事前・事後アンケートを行い、参加者からの声を反映したモデルを作成すること。
- ・ アンケートは参加者全員を対象として、未回収等のないように留意すること。また、項目については、事業の成果や今後の海外教育旅行推進の参考となるような項目を提案すること。
- ・ 受託者は、事前・事後アンケート結果をとりまとめ、委託者に共有すること。

(16) SNS等を活用した効果的なプロモーションの素材の提供

- ・ 本県の県立学校での海外教育旅行推進につながるよう、委託者が、韓国教育旅行の実施の様子や訪問先等について SNS 発信等が行えるように、映像・画像等の必要な素材を提供すること。
- ・ 委託者に提供する素材の著作権については、委託者に帰属するものとする。また、委託者に提供する素材に関する必要な権利処理を行うこと。
- ・ 全参加者に、韓国教育旅行の経験に関する動画コンテンツ等の作成を依頼・回収し、委託者と共有する。(これらの動画コンテンツ等の著作権については、委託者に帰属するものとする。また、これらの動画コンテンツ等に関する必要な権利処理が行われているかどうか確認すること。)

(17) 納付物

以下のアからオの成果物等を納品すること。

ア モデルの最終版

イ 事前学習コンテンツ

ウ 海外（韓国）教育マニュアル

エ 上記(15)に記載の効果的なプロモーションの素材（映像・画像等の必要な素材及び参加者により作成された動画コンテンツ等）

オ 報告書

- ・ 海外教育旅行に係る事業成果を把握するために必要な項目を取りまとめること。

- ・事前・事後アンケートや事業記録（記録写真の撮影等）、事前学習コンテンツの教育的効果等をまとめて報告書を作成すること。文書作成は、ワード、エクセル又はパワーポイントで行うこと。

※報告書について

【項目例】

- ・事業概要
- ・当日の様子（写真画像を含む）
- ・事業実施に伴う課題の分析
- ・アンケートの集計内容・分析・提言
- ・その他委託者が指示したもの

【提出先】

徳島県教育委員会高校教育課グローバル・文化担当（福田）

【提出期限】令和8年2月27日（金）まで

(18) その他

本事業をより効果的なものとするため、独自の取組を提案、実施すること。

7 特記事項

- (1) 受託者は、徳島県教育委員会と協議しながら本事業を進めるとともに、業務の進捗状況等について随時、報告を行うこと。
- (2) 受託者は、業務を随行する上で、知り得た内容を漏らしてはいけない。本業務により取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守し、適正に管理し取り扱うこと。取得した業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (3) 業務の実施に当たり第三者に及ぼした損害について、損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、本事業を一括して第三者に委託しないこと。
- (5) 受託者は、委託業務完了後は、実績報告書を提出すること。
- (6) その他、この仕様書に定めがない疑義が生じた場合は、徳島県教育委員会と協議の上、別途定めるものとする。